

## 「第3次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画(案)」 に関する意見募集要項

奈良市では平成21年7月に、市民参画・協働の観点からみた市政における根幹としての「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」を施行しました。参画と協働によるまちづくりを総合的、計画的、そして具体的に進めていくため、平成22年12月には、「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」、平成28年4月には「第2次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」を定め、条例・推進計画に基づき取組を進めてきました。

本条例第18条第4項(※)の規定に基づき、これまでの取組の成果を整理するとともに、新たに見えてきた課題をふまえた上で、参画と協働によるまちづくりをより計画的、具体的に進めていく必要があります。そこで今回、「第3次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画(案)」を作成しましたので、市民の皆様公表し、広くご意見を募集します。

(※)市長は、市民参画及び協働の推進状況を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、推進計画を見直さなければならない。見直しに当たっては、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の意見を聴くものとする。

### 1. 公表する資料

- (1) 第3次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画(案)
- (2) 関連資料
  - ・第3次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画(案)概要版

### 2. 閲覧できる場所と時間

- (1) 地域づくり推進課(市役所 北棟4階)
- (2) 総務課(市役所 北棟5階)
- (3) 出張所(西部、東部、北部)
- (4) 行政センター(月ヶ瀬、都祁)
- (5) ボランティアインフォメーションセンター
  - 土、日、祝日を除く8時30分から17時15分まで。※ボランティアインフォメーションセンターについては月曜～土曜9時から21時まで、日曜・祝日9時から17時まで。
  - なお、市のホームページ(<http://www.city.nara.lg.jp>)でも閲覧できます。

### 3. 意見募集の期間

令和3年12月6日(月)から令和4年1月7日(金)まで(必着)

#### 4. 意見を提出できる個人及び団体

- (1) 市内に住所を有する人
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する人
- (4) 市内に存する学校に在学する人
- (5) 当該案件に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

#### 5. 意見の提出方法

- ・ 標題を「第3次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画（案）に関する意見」としてください。
- ・ ご意見と、氏名、住所、電話番号（法人その他団体の場合は法人（団体）名、所在地及び電話番号）及び区分（上記4（1）～（5）のいずれか）を記載して地域づくり推進課へ提出してください。
- ・ 郵便及び信書便、ファクシミリ、電子メール及び持参で受け付けています。
- ・ ご意見の提出様式は問いませんが、日本語での記入に限ります。電子メールで提出される場合はメール本文にご意見を記入してください。
- ・ 別紙「第3次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画（案）に関する意見提出用紙」に記入の上、提出していただいても結構です。
- ・ ご意見の対象箇所がわかるように、該当ページ、該当箇所を明記してください。
- ・ 電話等による口頭でのご意見は受付いたしません。

#### 6. 意見の取扱い

- ・ 提出された主な意見の要点を整理したうえで、ご意見に対する市の考え方を公表します。
- ・ 意見のうち、単に賛否だけを示したものや趣旨が不明確なものについては、公表しない場合や市の考え方をお示しできない場合があります。
- ・ 意見を提出された方への個別の回答は行いません。
- ・ 提出された個人情報につきましては、公表いたしません。また、本件以外の他の目的にも使用いたしません。
- ・ 提出された原稿等は返却いたしません。

#### 7. 意見の提出先及び問合せ先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 市民部 地域づくり推進課 （北棟4階）

電話 0742-34-5193（直通）

ファクシミリ 0742-34-5194

電子メール [chiikidukurisuishin@city.nara.lg.jp](mailto:chiikidukurisuishin@city.nara.lg.jp)